

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(1)地域の特徴を生かした強靱なまちづくり
施策名	1.土地利用

1 施策の方向性

【新計画】	
・自然や歴史、文化との調和を図りながら、優良農地や森林の保全と都市的土地利用との両立を図り、自然災害への対応を見据えた、本市の持続的発展に資する安心・安全で秩序ある土地利用を目指します。	
・地域の特徴を生かした拠点形成と機能集約を図るとともに、拠点と集落、さらには地域間のネットワーク化により、各拠点を核としたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。	

2 現状と課題

【新計画】	
1	人口減少・少子高齢化の進行、激甚化・頻発化する自然災害などの社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたり活力ある地域であり続けるため、佐久平駅周辺や高速道路のインターチェンジ周辺などの一団の土地については、本市の持続的発展に資する土地利用を推進する必要があります。
2	市域全体の土地利用については、農地・山林・水面といった自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図り、秩序ある土地利用を推進する必要があります。
3	地域の活力を維持し、将来にわたり安心・安全な暮らしを営めるよう、地域の特徴を生かした拠点形成を図るとともに、拠点と集落、地域間のネットワーク化を図る必要があります。
4	森林は、水源のかん養、温室効果ガス吸収による温暖化の緩和、生物多様性の保全、災害の防止など多様な機能を有しており、継続的な整備により効果が発現されますが、担い手不足や採算性の低下により森林整備が進まないため、関係機関や事業者と連携し、AI解析などの最新技術を導入した効果的かつ効率的な整備を促進する必要があります。
5	インターチェンジ周辺や幹線道路沿線の開発需要が高まっていることから、開発需要とのバランスを図りながら、優良農地の保全に努める必要があります。
6	航測法による国土調査を推進し、国土の保全や土地取引の円滑化のほか、今後発生が懸念される自然災害からの復旧・復興の迅速化を図る必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		新計画 への方向性	【新計画】 (左記「振り返り」を踏まえて作成)
【現行】取組内容			
(1)秩序ある土地利用の推進			(1)秩序ある土地利用の推進
1	第二次国土利用計画(佐久市計画)や各種土地利用に関する計画に沿った持続可能な秩序ある土地利用を推進します。	【主な成果】 現行計画の利用区分ごとの規模の目標※に対しR6時点の数値であるが概ね目標通りに進んでいる。 ※佐久市全体の土地を、将来どの用途にどれくらいの面積(ha)ずつ割り当てるか」という計画の数値目標 概ね目標値通りに進んでいるが、佐久平駅西地区の土地利用について、地元地権者等から農用地から都市的土地利用への転換要望が出ており、また、市においても当該地区は佐久地域の活力を牽引する地域であるとの認識から、土地利用の転換も見据え、農用地の減少による代替措置等の検討を始めとした農用地の保全といった土地利用の方針を示す必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 秩序ある土地利用を今後も継続して推進する必要がある。	b 継続・維持
		【主な成果】 各種土地利用に関する計画に基づく秩序ある土地利用が図られた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 実態に即した柔軟な計画運用	b 継続・維持
2	※新たな「取組内容」を加える場合は右欄へ記載⇒ (必要に応じて行を追加ください)		開発需要の高まる佐久平駅周辺は、無秩序な開発を抑制し、将来にわたり佐久地域を牽引する持続的発展に資する土地利用を図ります。
(2)機能の集約とネットワーク化			(2)機能の集約とネットワーク化
1	それぞれの地域の拠点に生活サービスの提供といった機能を集約するとともに、各地域の強みや個性を生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進します。	【主な成果】 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域及び居住誘導区域の策定・改正を通じて、機能集約型の土地利用の推進を図った。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 特になし	b 継続・維持
			それぞれの地域拠点の強みや個性を生かし、その特徴を磨き上げる、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりにつながる土地利用を推進します。

2	各地域の特徴を生かし、相乗効果による発展を促進するため、地域間を結ぶ道路や公共交通のほか、情報通信網などの様々なネットワークの再構築・最適化に資する土地利用を推進します。	【主な成果】 野沢地域における機能集約と合わせ、道路整備を行い地域間の利便性向上を図った。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 特になし	b 継続・維持	
(3)土地需要の調整と土地利用の適切な誘導				(3)土地需要の量的調整と土地利用の質的向上
1	インターチェンジ周辺は、産業振興のための土地利用を図るなど、市域全体の活性化に寄与する適切な土地利用の誘導を推進します。	【主な成果】 中部横断自動車道のインターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の規定により、無秩序な土地利用を抑制し、地域の良好な住環境等の保持を図っている。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き特定用途制限地域により無秩序な土地利用を抑制する。	b 継続・維持	インターチェンジ周辺は、産業振興のための土地利用を図るなど、市域全体の活性化に寄与する適切な土地利用の誘導を推進します。
2	工業用地や商業・業務系用地は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和や適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を推進します。	【主な成果】 用途地域の適切な運用により、産業の活性化が図られた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、用途地域の適切な運用により産業の活性化を図る。	b 継続・維持	工業用地や商業・業務系用地は、都市的土地利用と自然的・農業的土地利用との調和や適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を推進します。
3	農業振興地域においては、無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全に努めます。	【主な成果】 農業振興地域整備計画の運用にあたって、関係機関と連携し適切な変更審査等の手続きを行い、優良農地の保全に努めました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 農業者の減少や市街化が進む地域での開発圧力などを背景に、農業振興地域の農用地からの除外申請が継続的に寄せられる中、地域の発展と優良農地の確保とのバランスを図る必要があります。 【新計画に向けた新たな視点】 「地域計画」の運用プロセスなどを通じて、地域の方々と将来の農地のあり方について意識を共有し、守るべき優良農地の明確化を図ります。	b 継続・維持	農業振興地域においては、無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全に努めます。
4	水源のかん養のほか、地球温暖化の緩和、自然災害の防止など森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮できるよう、計画的かつ適切な森林整備を推進します。	【主な成果】 望月地域での森林整備の推進が図れました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 従来の地上測量による境界明確化には多大な費用と期間を要し、これが森林整備の集約化や事業進捗を阻む要因の一つとなっていました。 【新計画に向けた新たな視点】 AI解析やドローンを活用し、森林整備の面積を増やします。	b 継続・維持	先端技術の導入による森林情報の精度向上と、整備対象地の計画的な拡大により、持続可能な森林経営管理を推進します
5	荒廃農地の発生防止と再生利用を促進します。	【主な成果】 農業委員による農地利用状況調査の実施により、農地の遊休化の実態を調査しています 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 地域計画の話し合いにより、将来の方向性に向けた話し合いが始まっていますが、少子高齢化や、農業従事者の減少により、維持管理ができない農地が増加しています 【新計画に向けた新たな視点】 現在の農業者だけに農地利用を考えてもらうのではなく、地域や新たな視点での農地の活用を検討していく必要があります	b 継続・維持	荒廃農地の発生防止と再生利用を促進します。
(4)国土調査の推進				(4)国土調査の推進
1	関係機関と連携し、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入などにより、円滑かつ迅速な国土調査を推進します。	【主な成果】 ・航測法を導入した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 【新計画に向けた新たな視点】 ・航測法を活用し、国土調査を推進する。	b 継続・維持	関係機関と連携し、航測法による国土調査を推進し、国土の保全等に努めます。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
耕地林務課	国土調査実施率	%	83(R6)	85

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
都市計画マスタープラン、立地適正化計画

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(1)地域の特徴を生かした強靱なまちづくり
施策名	2.市街地

1 施策の方向性

【新計画】
・佐久平駅周辺の拠点機能を高めるとともに、既存市街地の賑わい創出、都市機能の適正な誘導を図り、各地域の特性を生かした誰もが暮らしやすく活気ある市街地の形成を目指します。

2 現状と課題

【新計画】
1 良好な市街地の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画の策定や見直しの促進などにより、地域の特徴を生かした魅力あるまちづくりを推進する必要があります。
2 少子高齢化の進行や人の流れの変化に伴い、市街地の「スポンジ化」が懸念されることから、居住機能や都市機能の適切な配置、誘導を図る必要があります。 ※「市街地のスポンジ化」：市街地の内部において、空き地、空き家など低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象
3 佐久平駅周辺は、開業から30年が経過し、移動環境など現代のニーズへの対応が求められていることから、既存の豊かな歩行者空間が「通過点」にとどまっている現状を改善し、滞在や交流を生む場として有効に活用していく必要があります。
4 無電柱化の推進に当たっては、多大な整備費用や長期の整備期間を要することから、多角的に検討し、計画的に推進する必要があります。
5 佐久平駅、岩村田駅、北中込駅の各駅前広場（付属施設を含む）の維持管理において、アダプトシステムの参加団体を増やし、委託業務などの経費削減とさらなるサービス向上に努める必要があります。
6 ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性	振り返り（成果、改善点、新たな視点等）※「取組内容」単位で記載	新計画 への方向性	【新計画】 （左記「振り返り」を踏まえて作成）
【現行】取組内容			
(1) 良好な市街地の形成			(1) 良好な市街地の形成
1 居住機能・都市機能の適切な配置、誘導により、魅力ある市街地の形成を推進します。	【主な成果】 立地適正化計画等による誘導で、一定の都市機能が集約された。 【改善点やその理由・課題（外的要因を含む）】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 コンパクト・プラス・ネットワークの更なる推進を図っていく必要がある。	b 継続・維持	居住機能・都市機能の適切な配置、誘導により、魅力ある市街地の形成を推進します。
2 都市計画区域や用途地域の指定に基づき、無秩序な市街地の拡散を抑制するなど、適正な土地利用を推進します。	【主な成果】 用途地域の指定により、無秩序な開発・市街地拡散が抑制された。 【改善点やその理由・課題（外的要因を含む）】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 用途地域の運用により、無秩序な市街地拡散を抑制し適正な土地利用を推進する必要がある。	b 継続・維持	都市計画区域や用途地域の指定に基づき、無秩序な市街地の拡散を抑制するなど、適正な土地利用を推進します。
3 中部横断自動車道佐久白田、佐久南、佐久中佐都の各インターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の指定に基づき、地域の良好な環境の形成や保持を図ります。	【主な成果】 中部横断自動車道のインターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域を定めており、無秩序な土地利用を抑制し、地域の良好な住環境等を保っている。 【改善点やその理由・課題（外的要因を含む）】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き特定用途制限地域により無秩序な土地利用を抑制する。	b 継続・維持	中部横断自動車道佐久白田、佐久南、佐久中佐都の各インターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の指定に基づき、地域の良好な環境の形成や保持を図ります。
4 まちなかにおける交流・滞在空間の創出を図るため、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進します。	【主な成果】 公共空間の利活用の幅を広げ、まちなかの賑わいや活気の創出を図り、まちの魅力や居心地の良さを高め、つい歩きたくなるまちなかを目指し、市民とのワークショップや社会実験を行いながら、公共空間利用の参考事例などをまとめホームページに掲載した。 また、野沢地区及び中込地区のまちづくり事業においても、居心地が良い空間づくりの観点を取り入れ整備を行った。 【改善点やその理由・課題（外的要因を含む）】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、官民連携による魅力あるまちづくりを推進する必要がある。	b 継続・維持	都市政策において、公共空間の利活用の幅を広げ、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指し、官民連携による賑わいや活気の創出を推進します。
5 地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、多様な担い手とともに地域の特性に応じたまちづくりを推進します。	【主な成果】 地区計画の策定と運用により、地域の特性に応じた街並みが維持されている。 【改善点やその理由・課題（外的要因を含む）】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、地区計画の策定と運用により、地域の特性に応じたまちづくりを推進します。	b 継続・維持	地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、多様な担い手とともに地域の特性に応じたまちづくりを推進します。

6	計画的かつ秩序ある市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図るとともに、土地区画整理事業の導入を進めます。	【主な成果】 佐久平駅南土地区画整理事業(約21ha)が完了した。土地区画整理手法と地区計画による誘導を組み合わせることで、無秩序な開発を抑制し、商業集積と良好な住環境が調和した計画的な市街地を形成した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 合意形成から事業完了まで長期を要する。 【新計画に向けた新たな視点】 佐久平駅南地区を含めた佐久平駅周辺の拠点性をさらに高めるため、健全な都市の拡大と既存市街地の再整備の両面から、地権者の意向や民間開発の動向を的確に捉え、土地区画整理事業の手法も含め最適な市街地整備手法を適用していく。	b 継続・維持	計画的かつ秩序ある市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図るとともに、地区特性に応じた土地区画整理事業の導入や最適な整備手法の活用を進めます。
7	用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進します。	【主な成果】 用途地域内の一部の未利用地が有効活用された。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 用途地域内に、約18%の自然的土地利用(農地、山林等)がされている。 【新計画に向けた新たな視点】 用途地域の指定に基づく適正な土地利用の更なる推進を図っていく必要がある。	b 継続・維持	用途地域内の低・未利用地の有効利用を促進します。
8	佐久平駅南地区においては、本市の中心市街地としての整備や、佐久広域圏の拠点地域として都市機能高める土地利用を推進するとともに、公民連携による持続可能な魅力あるまちづくりを推進します。	【主な成果】 佐久平駅南土地区画整理事業により約21ヘクタールの基盤整備が完了した。これにより、大型商業施設等の立地が進み、佐久広域圏の玄関口にふさわしい高次な都市機能の集積が進んでいる。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 商業施設等の集積により都市機能は向上したが、公民連携による効率的な管理運営体制や、エリアの価値を自ら高める仕組みづくりが課題となっている。 【新計画に向けた新たな視点】 今後は、公共空間の活用や回遊性の向上など、ソフト面を含めた公民連携によるまちづくりを深化させる必要がある。	d 廃止	
9	※新たな「取組内容」を加える場合は右欄へ記載⇒ (必要に応じて行を追加ください)			佐久平駅周辺再整備基本計画に基づき、佐久平駅の交通結節機能の強化と、拠点価値の向上を推進します。
10	関係団体と連携し、低コスト手法の導入や財源確保を図り、計画的に無電柱化を推進します。	【主な成果】 佐久平南地区において、無電柱化の整備が完了した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特になし 【新計画に向けた新たな視点】 無電柱化の推進に当たっては、多大な整備費用や長期の整備期間を要することから、計画的に推進する必要があります。	b 継続・維持	関係団体と連携し、低コスト手法の導入や財源確保を図り、計画的に無電柱化を推進します。
11				誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、行政や事業者などがそれぞれユニバーサルデザインに配慮した取組を進めます。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
都市計画課	都市計画区域内人口比率	%	98.69(R7)	98.71

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
都市計画マスタープラン、立地適正化計画

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(1)地域の特徴を生かした強靱なまちづくり
施策名	3.公共施設

1 施策の方向性

【新計画】
・公共施設の適正配置や費用負担・管理体制の見直しなど、総合的かつ計画的な公共施設マネジメントを進めることで、財政負担の平準化を図り、将来にわたって安心・安全に利用できる公共施設サービスの提供を目指します。

2 現状と課題

【新計画】
1 人口構造や社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な行政経営を実現するため、複合化や多機能化による施設保有量の最適化や公共施設の適正な配置を図る必要があります。
2 個別施設計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、将来の維持管理コストの抑制と財政負担の平準化を図るとともに、安心・安全で機能的な公共施設マネジメントを確立する必要があります。
3 既存施設の余裕スペースの活用や転用など、公共施設の有効活用を図る必要があります。
4 効率的かつ効果的に公共サービスを提供するため、公共施設の整備や管理に当たっては、従来型手法に優先し、民間の資金、経営能力や技術的能力などの活用を検討する必要があります。
5 公共施設の管理に当たっては、指定管理者制度のさらなる効果的な運用を図るため、民間事業者のノウハウや創意工夫を最大限に引き出す制度の構築を図る必要があります。
6 アダプトシステムのさらなる普及に加え、地域住民や団体が主体的に施設運営に関与できる仕組みづくりのなど、市民との協働により誰もが愛着を持てる公共施設の管理運営方法を検討する必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性	振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画 への方向性	【新計画】 (左記「振り返り」を踏まえて作成)
【現行】取組内容			
(1)公共施設の適正な更新と整備			(1)公共施設の適正な更新と整備
1 佐久市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の最適化を推進します。	【主な成果】 計画に基づく最適化が一定程度図られた。 廃止:移住体験住宅(協和)、望月ひまわり共同作業センター、浅科デイサービスセンター、志賀山苗圃、教職員住宅など 民間活用:北口理髪店、ワークハウス牧、農村環境改善センター 建替再整備:野沢共同作業センター、野沢児童館、野沢会館、学校給食臼田センター 集約化:中込第1保育園、中込第2保育園、学校給食浅科センター、学校給食望月センター 長寿命化:望月総合体育館 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 現計画の計画期間が令和38年までとなっているため、最適化に向けた対応が先送りとなっているケースが散見される。 【新計画に向けた新たな視点】 削減目標の達成と財政負担の平準化を図るため、短期的な実行目標の設定や対応の優先順位付けを行う。	b 継続・維持	佐久市公共施設等総合管理計画に基づき、令和38年度の目標達成を見据えた短期的な実行目標を設定し、公共施設の最適化を推進します。
2 施設ごとに計画的な適正化を図るため、個別施設計画の適切な進捗管理を実施します。	【主な成果】 小規模施設については、計画に基づく適正化が一定程度図られた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 全庁的な進捗確認が年1回のためのため、進捗に遅れが出た際の所管課へのアドバイスや改善対応が後手となっている。 【新計画に向けた新たな視点】 中間報告の機会を設け、計画的な適正化の推進を図る。	b 継続・維持	施設ごとに計画的な適正化を図るため、大・中規模施設を重点管理対象に据え、定期的な進捗確認と伴走支援を強化し、個別施設計画の適切な進捗管理を実施します。
3 公共施設の整備について、PFIを含むPPPの導入を引き続き推進します。	【主な成果】 下水道事業において、将来にわたる持続可能な事業運営と施設更新の効率化を図るため、管理運営と施設更新を一体的に民間に委託する『ウォーターPPP』の導入検討を実施した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 今後の施設整備にあたり、従来型手法に優先し民間活用の可能性を検討する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 PPP/PFI優先的検討規定の導入を検討する。	b 継続・維持	今後の施設整備にあたっては、従来型手法に優先し、民間活力導入の可能性を模索する方法を検討します。
4 「子ども環境形成ガイドライン」を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努めます。	【主な成果】 令和8年度より供用開始予定のこども・子育て支援拠点施設において、本ガイドラインに基づく施設整備が行われた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 庁内において、本ガイドラインの周知を図る必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 国・県の補助事業を活用しつつ、本ガイドラインに基づく施設整備に努める。	b 継続・維持	「子ども環境形成ガイドライン」を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努めます。

5	公共施設の余裕スペースの民間事業者への貸付けや、用途転用による利活用により、既存公共施設の有効活用を図ります。	【主な成果】 公共施設の有効活用を図るため、これまでに10件のサウンディング型市場調査を実施した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 施設の老朽化により、提供スペースと市場ニーズの乖離が生じている。 【新計画に向けた新たな視点】 サウンディング調査の実施を推進するため、市場性に即した貸付条件や長期契約スキームを構築する必要がある。	b 継続・維持	公共施設の余裕スペースの民間事業者への貸付けや、用途転用により、施設の付加価値と利便性の最大化を図ります。
(2) 公共施設の適正な管理				(2) 公共施設の適正な管理
1	公共施設の管理運営方法について、民間活力の導入を引き続き推進します。	【主な成果】 佐久平南広場や野沢多目的広場において、施設の供用開始にあわせ、指定管理者制度が導入された。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 民間事業者の意欲向上に繋がる仕組みづくりを行う必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 「民間活力の導入」が単なる「施設管理の委託」とならないよう、民間ならではのアイデアで「収益を上げる」、「にぎわいを創出する」ことができる仕組みづくりを検討する。	b 継続・維持	公共施設の管理運営方法について、民間活力の導入を引き続き推進し、運営コストの最適化と市民サービスの質の向上を両立した、持続可能な管理運営体制の確立を図ります。
2	指定管理者制度について、社会情勢の変化に応じた制度運用の見直しを推進します。	【主な成果】 指定管理者制度の適正な運用により、多様な公共施設において安定的な施設運営が継続された。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 昨今の物価高騰や最低賃金の上昇を考慮した、全庁的な指定管理料の積算方法を定める必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 指定管理料の人件費における賃金スライド制度の導入を検討する。	b 継続・維持	指定管理者制度について、社会情勢の変化に応じた制度運用の見直しを推進し、持続可能なパートナーシップに基づく施設運営に努めます。
3	効果的、効率的な管理運営のため、引き続きアダプトシステムの活用を推進するとともに、業務のアウトソーシングなどによる新たな手法の導入を検討します。	【主な成果】 道路や公園の美化活動において、アダプトシステム登録団体により定期的な活動が継続され、公共空間の維持管理体制が守られた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 市民を「利用者」から「当事者」として公共施設マネジメントへの関与を促すための仕組み作りを行う必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】 市民を「ボランティア」ではなく「施設を共同運営するパートナー」と捉え、市民が関わることで施設や地域の魅力向上に繋がる仕組みづくりを検討する。	b 継続・維持	アダプトシステムの活用推進等により、効果的・効率的な管理運営を図るほか、市民が当事者として関わる協働のまちづくりを通じて、施設や地域の価値を高め、持続可能で愛着の持てる公共空間の創出に努めます。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
企画課	延床面積の削減量	m ²	1,147(R6)	14,860

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
佐久市公共施設等総合管理計画、佐久市個別施設計画

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(1)地域の特徴を生かした強靱なまちづくり
施策名	4.住宅

1 施策の方向性

【新計画】	
・利用可能な空き家の流通・活用を促進し、空き家の適正な管理や危険な空き家の除却を図るとともに、住宅の耐震化を促進することで、市民の生活環境の保全を目指します。	
・市営住宅の計画的な改修と適切な管理を推進することで、多様なニーズに対応し、入居者にとって快適で安定した居住環境の実現を目指します。	

2 現状と課題

【新計画】	
1	適切な管理が行われず放置されている空き家は、防災、衛生、景観等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者などへの啓発を行うとともに、関係団体などと連携し、空き家の活用や発生の予防など、実効性のある対策を進めていく必要があります。
2	市民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう、住宅の耐震化を促進する必要があります。
3	公営住宅について、地域の住宅需要に応じ、入居者の安全面や利便性を考慮しながら、良質な居住環境を安定的に提供していく必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画 への方向性	【新計画】 (左記「振り返り」を踏まえて作成)
【現行】取組内容				
(1)(2)空き家対策の推進				
1	空き家に関する相談体制の充実を図るとともに、不動産関係団体などと連携し、解体・撤去や市場流通を促進します。	【主な成果】 建築士会主催の空き家相談会のほか、まちづくり(出前)講座へ出席し、空き家施策等を説明・周知したほか、情報提供同意書制度では、空き家情報を関係団体などに提供し、所有者等とのマッチングを行った。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 空き家に関する施策等について、様々な方策を用いて更なる周知の強化が必要。 【新計画に向けた新たな視点】 空き家相談会をはじめとする現在の取組は継続するとともに、関係団体などと連携を深め、更なる市場流通の促進に努めていくほか、効果的と考えられる新たな取組も検討していく。	b 継続・維持	空き家に関する相談体制の強化・充実を図るとともに、不動産関係団体などと連携し、市場流通や活用、除却を促進します。
2	空き家の利活用や除却を促進するため、国・県補助金などを活用し、支援します。	【主な成果】 令和5年度には、再建築不可の敷地に建つ空き家の除却費用に関する補助制度を新設したほか、令和8年度からは、老朽危険空き家の除却費用及び空き家の除却跡地に建設する住宅等の建設費用に対する補助制度を開始する予定。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 除却費用の高騰のほか、空き家所有者等の関係の希薄化などもあり、除却等がどこまで進むのかが未知数。 【新計画に向けた新たな視点】 今後も補助制度の周知を進めるとともに、実績などを踏まえながら、より効果的な補助制度となるように努めていく。	b 継続・維持	補助制度により、空き家の除却や跡地の利活用の促進を支援するとともに、より効果的な補助制度の構築に向けた検討を進めます。
3	特定空家等になるおそれがある空き家について、佐久市無居住家屋等対策協議会と連携し、所有者に対する助言などを行い、適切な管理を促進します。	【主な成果】 特定空家等及び管理不全空家等の所有者等に対しては、空き家の状況に応じ適切な管理に係る助言等を行い、また必要と認められる場合は、新たに特定空家等及び管理不全空家等に認定した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 特定空家等及び管理不全空家等に対する助言等は随時実施しており、このこと自体には大きな課題はないが、対象となる空き家は今後更に増加するおそれがある。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、特定空家等及び管理不全空家等に対する助言等を実施するとともに、適切に管理することの重要性について今後も周知していく。	b 継続・維持	特定空家等及び管理不全空家等になるおそれがある空き家について、関係団体などと連携し所有者等に対する助言などを行い、適切な管理を促進します。 ※「特定空家等」 倒壊の危険、衛生上の著しい有害性、景観の著しい悪化など、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状態の空家。命令や行政代執行の対象となる。 ※「管理不全空家等」 適切な管理が行われていないことにより、放置すれば将来的に「特定空家等」になる恐れがある状態の空家。指導・勧告の対象となり、勧告を受けた場合は固定資産税の優遇措置が解除される。

(2)(4)耐震改修の促進			(2)耐震改修の促進
1	関係団体と連携し、昭和56年5月31日以前に着工した木造一戸建て住宅の耐震改修を促進します。	【主な成果】 令和4年度から令和7年度において、耐震診断業務85件、補強工事補助11件、促進リフォーム補助9件を実施した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 耐震化が必要となるいわゆる旧耐震基準によって建てられた建築物が築50年を迎えようとするため、所有者の高齢化もあり、多額の費用を要する耐震補強に躊躇する状況が増えており、耐震化が進まない。 【新計画に向けた新たな視点】 耐震性の無い住宅について、建替えを含めた対応を推進するため、除却工事に対する補助を令和8年度から拡充する。	a 拡大
(3)(1)公営住宅の整備と管理			(3)公営住宅の整備と管理
1	佐久市公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な住宅戸数を確保し、計画的な整備と管理を推進します。	【主な成果】 佐久市公営住宅等長寿命化計画に基づき、御馬寄団地のリフォーム工事及び花園団地の外壁改修工事を実施した。 また、これらの改修工事を踏まえ、小規模及び老朽化した団地を統廃合するための移転事業にも着手し、一部の入居者は移転等が完了又は移転予定の見込を付けることができた。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 入居者の意向に合う移転先団地の確保やマッチング、及び移転作業や移転費用に関する課題解消に時間を要することがある。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、統廃合する団地の入居者に対する移転等の打診及び移転先団地を確保するとともに、円滑に移転等できるよう、丁寧かつ適切な説明に努めていく。	b 継続・維持
(3)良好な住環境空間の形成			
	住民協定の締結を始め、住民が主体的に取り組む住環境整備を促進します。	【主な成果】 市内にある5地区の景観形成住民協定と1地区の建築協定に基づき、建築を計画する方に対し、事務局と相談をするよう誘導した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 協定等の制定から30年以上が経過し、運営する事務局の高齢化や時代の移り変わりにより、負担に感じている団体が増えている。 【新計画に向けた新たな視点】 引き続き、市全体での促進となるよう啓発活動をする。	b 継続・維持
			市街地(1)-5へ包含

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
建築住宅課	市営住宅の管理戸数	戸	1,021(R6)	960
建築住宅課	除却された空き家	件	51(R6)	65
建築住宅課	住宅の耐震化	%	84.3(R5)	95

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
佐久市公営住宅等長寿命化計画、第二次佐久市無居住家屋等対策計画、佐久市耐震改修促進計画

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(2)地域をつなぐ交通ネットワークの形成
施策名	1.高速交通ネットワーク

1 施策の方向性

【新計画】
・中部横断自動車道の早期全線開通を促進するとともに、信州まつもとと空港や中部縦貫自動車道などと広域交通ネットワークを形成する松本佐久連絡道路の高規格道路指定を強力に推進し、災害発生時の緊急輸送路を始めとする多様な機能を担う高速交通網の確立を目指します。 ・北陸新幹線の新大阪までの全線開業見据え関西圏からの移動時間の短縮や交流可能圏域の拡大など、高速交通ネットワークの効果を生かした地域の活性化を目指します。

2 現状と課題

【新計画】	
1	中部横断自動車道は、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間が未整備区間となっていることから、国への要望活動を推進し、整備計画区間への早期格上げを目指す必要があります。
2	地域の活性化や産業振興を図るため、高速交通網を活用した取組を推進し、市内のインターチェンジのさらなる利用を促進する必要があります。
3	松本佐久連絡道路は、国の関東ブロック新広域道路交通計画や長野県広域道路交通計画に構想路線として位置づけられていることから、国・県への要望活動を推進し、高規格道路への指定を目指す必要があります。
4	北陸新幹線は、敦賀駅から新大阪駅までのルートが決定していない状況にあることから、国へ事業推進を要望していくことで、新大阪駅までの早期延伸を目指す必要があります。

3 「取組の方向性」および「取組内容」

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画 への方向 性	【新計画】 (左記「振り返り」を踏まえて作成)
【現行】取組内容				
(1)高規格幹線道路等の整備と利用の促進				(1)高規格幹線道路等の整備と 利用の促進
1	中部横断自動車道について、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間の整備計画区間への早期格上げに向けた要望活動を推進します。	【主な成果】 ・長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会による国交省、財務省、国会議員への要望活動を実施 ・中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会など関係団体と連携した国交省、財務省、国会議員への要望活動を実施 ・ルート日本海太平洋整備・利用促進事業実行委員会による促進大会(シンポジウム)の実施 ・事業予定者である国からルート案が示される ・国・県による都市計画原案説明会、公聴会の開催 ・国・県による都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧、説明会の開催 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・国・県による法律に基づく都市計画及び環境影響評価の手続きが進められている状況にある。 【新計画に向けた新たな視点】 ・国・県による法律に基づく都市計画及び環境影響評価の手続きが進められている状況にあるため事業進捗に協力するとともに、引き続き、要望活動を推進する。 ※【環境影響評価準備書】 大規模開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者が行った調査・予測・評価の結果と、環境保全のための対策をまとめたもの	b 継続・維持	中部横断自動車道について、(仮称)長坂ジャンクションから八千穂高原インターチェンジまでの間の整備計画区間への早期格上げに向けた要望活動を推進します。
2	中部横断自動車道の全線開通を見据えて、沿線地方公共団体や関係機関と連携し、交流の拡大や産業の振興に資する取組を推進します。	【主な成果】 ・ルート日本海太平洋整備・利用促進事業実行委員会による促進大会(シンポジウム)の実施 ・ルート日本海太平洋整備・利用促進事業実行委員会(加盟5市:静岡市、南アルプス市、北杜市、佐久市、上越市)による利用促進事業として、各市のイベント情報を他市の広報紙に掲載やふるさと納税品の紹介HPを作成 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・5市で協議し、情報発信を更に強化していく必要がある 【新計画に向けた新たな視点】 ・ルート日本海太平洋整備・利用促進事業実行委員会と協議し、さらなる利用促進事業を実施する	b 継続・維持	中部横断自動車道の全線開通を見据えて、沿線地方公共団体や関係機関と連携し、利用の促進や交流の拡大や産業の振興に資する取組を推進します。

3	インターチェンジの利用率向上を目指し、観光施設や関係機関と連携し、利用促進に向けた取組を推進します。	【主な成果】 佐久平スマートIC地区協議会における佐久平スマートICの利用状況について、目標としている1日当たりの利用台数500台は、直近5ヶ年(R2～6)では、R2、3年度は新型コロナウイルス感染症のため、目標台数を下回ったものの、その後は目標台数を上回る利用状況となっている。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 佐久平スマートIC地区協議会において、信州佐久ドライブキャンペーンと題しチラシの配布により、観光案内等を行ってきたが、コロナ禍以外はずっと利用台数が目標達成されていること、また、令和6年度に東日本高速道路(株)関東支社の佐久管理事務所が長野市へ移転しチラシの配布が困難であることから、現在は信州佐久ドライブキャンペーンを行っていない。 【新計画に向けた新たな視点】 関係機関と連携し、引き続き目標台数を達成していく。	b 継続・維持	インターチェンジの利用率向上を目指し、観光施設や関係機関と連携し、利用促進に向けた取組を推進します。
4	地域経済の発展や文化の交流、医療機関へのアクセスの向上により、地域の一層の発展に寄与する松本佐久連絡道路の早期実現を促進します。	【主な成果】 ・松本佐久連絡道路建設促進同盟会による国・県への要望活動を実施 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・県において当路線の必要性について調査をしている段階にある。 【新計画に向けた新たな視点】 ・県において当路線の必要性について調査をしている段階にあり、引き続き、高規格道路への指定に向け要道活動を継続する必要がある。	b 継続・維持	地域経済の発展や文化の交流、医療機関へのアクセスの向上により、地域の一層の発展に寄与する松本佐久連絡道路の早期実現を促進します。
(2)北陸新幹線の整備と利用の促進				(2)北陸新幹線の整備と利用の促進
1	首都圏や関西圏からの移動時間の短縮や、交流可能圏域の拡大に向け、北陸新幹線の全線開通を促進します。	【主な成果】 ・敦賀駅まで延伸 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・与党整備委員会において敦賀駅から新大阪駅までのルートが再検討されることとなっている。 【新計画に向けた新たな視点】 ・与党整備委員会において敦賀駅から新大阪駅までのルートが再検討されることとなっているが、引き続き、国へ事業推進を要望していく必要がある。	b 継続・維持	北陸新幹線の全線開通を促進するとともに、佐久平駅の乗降客の増加と、さらなる利便性の向上に向けた取組を推進します。
	北陸新幹線佐久平駅の乗降客の増加と、さらなる利便性の向上に向けた取組を推進します。	【主な成果】 開業30年を機に再整備基本計画策定に着手し、交通結節点機能の強化と利便性向上に向けた方針を整理している。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 開業30年を経て施設が老朽化している。エスカレーター欠如や送迎時の混雑、周辺駐車場の不足等に対する利用ニーズへの対応が求められている。 【新計画に向けた新たな視点】 官民連携によるエリアマネジメントやウォークアブルな空間形成により、滞在・交流を促す付加価値の創出が不可欠。	d 廃止	

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
道路建設課	中部横断自動車の1日あたりの平均利用台数(佐久中佐都IC-佐久南IC間の通過台数)	台	16,568(R6)	17,100
道路建設課	北陸新幹線佐久平駅の1日あたりの平均乗降客数	人	2,943(R6)	3,000
公園緑地課	スマートインターの1日当たりの平均利用台数	台	568(R6)	600

5 関連する個別計画

関連する個別計画名

章	2 地域の特徴を生かした強靱でつながりあるまちづくり【都市基盤分野】
節	(2)地域をつなぐ交通ネットワークの形成
施策名	2.地域交通ネットワーク

【新計画】

- ・市民の移動手段と生活の利便性を将来にわたり確保するため、公共交通の効率化と利便性の向上を図り、地域間交流の促進に資する持続可能な交通ネットワークの構築を目指します。
- ・地域間連携や交流の拡大を支えるため、地域幹線道路や生活道路の計画的な整備や適切な維持管理を推進し、安全で円滑な道路ネットワークの形成を目指します。

【新計画】	
1	市民の移動手段と生活の利便性を将来にわたり確保するため、地域の主要な移動手段である「デマンドワゴンさくつと」の効率的な運行管理による持続可能な運営体制を構築するとともに、さらなる利便性の向上を図る必要があります。
2	将来にわたり公共交通を維持するために路線の見直しを行い、運行の効率化と利便性の向上を両立させた持続可能な交通ネットワークを構築する必要があります。
3	地域幹線道路や生活道路の一部で渋滞が発生しているほか、狭あいな道路や歩道の未整備箇所など、市民生活の利便性や安全面・防災面での課題が生じていることから、改善を図る必要があります。
4	道路施設の老朽化を踏まえ、計画的・効率的な維持管理と更新を行い、長寿命化を図る必要があります。
5	道路の効率的な維持管理や道路愛護意識の高揚を図るため、市民との協働による道路管理を推進する必要があります。
6	国道や県道などの幹線道路における未改良区間について、道路整備を促進する必要があります。

【現行】取組の方向性		振り返り(成果、改善点、新たな視点等)※「取組内容」単位で記載	新計画 への方向 性	【新計画】
【現行】取組内容				(左記「振り返り」を踏まえて作成)
(1) (4) 新たな地域公共交通の構築				
1	事業者・行政が連携し、新技術の積極的な活用を図るとともに、多様なニーズや利便性の向上に対応した新たな地域公共交通の構築を目指します。	【主な成果】 デマンドワゴンさくつとの本格運行 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 乗合率の向上に向けた改善 利用者の増加による予約不成立件数の増加 【新計画に向けた新たな視点】 インターネット予約の検討	b 継続・維持	(1) 持続可能な地域公共交通の構築 デマンドワゴンさくつとの運営については、事業者と行政が連携して、限られた経営資源で最大限の利便性を発揮する持続可能な持続可能な地域公共交通の構築を図ります。
2	現状の利用状況を踏まえたバスの運行形態・運行本数などの最適化や利便性の向上を図ります。	【主な成果】 望月・浅科地区の高校生の通学手段の確保 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 利用者の意見を反映した増便 部活動後の帰宅の手段の確保 【新計画に向けた新たな視点】 高校統合等に向けた最適化の検討	b 継続・維持	路線バスについては、将来にわたり運行を維持していくため、利用動向を把握し実情に合わせた見直しを行うなど、効率的で最適な運行形態へとアップデートを図ります。
3	市民の身近な交通手段であるバスや鉄道などの相互の接続性の向上を図り、利用を促進します。	【主な成果】 バス路線の維持、臼田駅の乗車券発券窓口の設置 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 民間バス路線及び駅有人窓口の存続困難 【新計画に向けた新たな視点】 関係機関と連携した持続可能な公共交通体系の検討	b 継続・維持	多様な交通機関がスムーズに接続できる連携体制を強化するとともに、交通事業を支える人材の確保・支援を図りつつ、自動運転などの新技術の活用も視野に入れ、将来にわたり住民の暮らしを支え続けるための交通環境の整備と改善を促進します。
(2) 生活道路の整備充実				
1	市民の利便性や安全面の向上、防災機能の強化を図るため、狭あい道路の拡幅など必要な生活道路の整備を推進します。	【主な成果】 令和元年東日本台風災害からの改良復旧事業として、地域の防災機能向上のため、谷川(入澤)及び田子川(常和)の左岸へ新設市道を整備しました。(整備中) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 狭あいな道路や歩行者の安全確保など地域からの要望は多い。 【新計画に向けた新たな視点】 事業の効率化のため、建設DXを推進する。	b 継続・維持	(2) 生活道路の整備充実 市民の利便性や安全面の向上、防災機能の強化を図るため、危険性や緊急性の高い狭あいな道路の拡幅など必要な生活道路の整備を推進します。
		【主な成果】 狭あい道路等促進事業による補助金を活用し、区要望に基づき、優先度の高い箇所から実施しました。(狭あい道路拡幅実施路線数 R7:11路線、R6:10路線、R5:4路線 R4:4路線 R3:6路線) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 事業の補助期限が令和10年度までとなるため、代替えとなる補助事業を確認し、継続的に整備を図る必要があります。 【新計画に向けた新たな視点】	b 継続・維持	

		【主な成果】 市道20-61号線(野沢地区)などの道路整備を実施した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 市道20-61号線～ラウンドアバウト～都市計画道路跡部臼田線間の 市道20-31、17-49号線が狭あいとなっている。 【新計画に向けた新たな視点】	b 継続・維持	
2	歩行者や自転車が安全・安心に道路を通行できるよう、歩道やガードレールの整備のほか、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した道路整備を推進します。	【主な成果】 臼田地域の小学校統合に伴い、小学生などの利用者の安全確保のため、新たな通学路(田口地区)へ歩道を整備しました。(令和5年4月完成) 浅間地域の岩村田高校から岩村田駅間の市道2-1号線へ、利用者の安全確保のため、歩道を整備しました。(整備中) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 用地交渉に時間を要する。 【新計画に向けた新たな視点】 事業の効率化のため、建設DXを推進する。	b 継続・維持	歩行者や自転車が安全・安心に道路を通行できるよう、歩道やガードレールの整備のほか、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した道路整備を推進します。
		【主な成果】 区要望に基づき、優先度の高い箇所から実施箇所を決定し、整備しました。(区要望実施率R7:49.4%、R6:56.7%、R5:53.4%、R4:53.2%、R3:53.1%) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 昨今の物価高騰、人件費・諸経費の上昇による整備費の増加。 【新計画に向けた新たな視点】	b 継続・維持	
(3)道路等の計画的な維持管理				(3)道路等の計画的な維持管理
1	危険性や緊急性の高い路線から計画的な拡幅整備を推進するとともに、舗装長寿命化修繕計画に基づく維持管理を推進します。	【主な成果】 舗装長寿命化修繕計画に基づき、市道1-1号線(長土呂)、市道3-1号線(新子田)、市道61-1号線(矢島)、市道61-3号線(矢島)、市道26-2号線(根岸)、市道7-104号線(下平尾)、市道2-337号線(岩村田)、市道33-82号線(田口)、市道30-5号線(大沢)、市道30-4号線(大沢)、 過疎対策事業により、望月地域の東西幹線3期工区(抜井工区)の道路整備(令和4年度完成)、望月カトリ前の市道66-5号線(大谷地)の舗装整備、土づくりセンターへ向かう市道67-8号線(大平線 大谷地)の道路拡幅、春日温泉 もちづき荘入口の市道66-97号線の拡幅改良(R5年度完成)を実施しました。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 道路整備に関する要望は多い。 【新計画に向けた新たな視点】 事業の効率化のため、建設DXを推進する。	b 継続・維持	定期的な道路パトロールによる道路等危険箇所の早期発見に努めるとともに、地元区からの要望や通報、舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を推進します。
		【主な成果】 区要望に基づき、優先度の高い箇所から実施箇所を決定し、整備しました。(区要望実施率R7:49.4%、R6:56.7%、R5:53.4%、R4:53.2%、R3:53.1%) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 昨今の物価高騰、人件費・諸経費の上昇による整備費の増加。 【新計画に向けた新たな視点】	b 継続・維持	
2	定期的な点検による橋梁の異常・損傷の早期発見に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。	【主な成果】 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、22橋の修繕と1橋の架替を実施しました。 (修繕:59号橋五十貫大橋(志賀)、79号橋田子川橋(平賀)、50号橋牛馬沢橋(内山)、26号橋滑津橋(中込)、中島橋(協和)、444号橋(志賀)、土合橋(桑山)、上向反橋(春日)、51号橋瀬戸橋(瀬戸)、春日橋(春日)、松井橋(内山)、48号橋神房橋(内山)、41号橋相立橋(内山)、中土井橋(田口)、雁峰橋(中小田切)、高呂橋(協和)、上入片倉橋(春日)、77号橋(新子田)、大岩橋(印内)、369号橋根津古橋(内山)、瓜生橋(望月)、100号橋扇橋(内山)、架替:2号橋本願橋(鳴瀬)) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 橋りょう点検や詳細調査により、広範囲な修繕が必要となり、費用が多額となることがある。 【新計画に向けた新たな視点】 事業の効率化のため、建設DXを推進する。	b 継続・維持	定期的な点検による橋りょうの損傷などの早期発見に努めるとともに、橋りょう長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を推進します。
		【主な成果】 ・定期的な点検を実施し、異常・損傷の早期発見に努めています。また橋りょう長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めています。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・各橋りょうの老朽化が進み、大規模な修繕や架け替えの時期を迎え、多大な費用を要することになるため、可能な限り費用の縮減を図る必要があります。 【新計画に向けた新たな視点】 ・橋りょう長寿命化計画に基づき、予防保全型維持管理を行う橋りょうを選定し、予算の平準化と予防保全型管理の実施に努めます。	b 継続・維持	

3	アダプトシステムなどを活用し、市民や企業などと協働して道路施設の維持管理を行うとともに、道路愛護意識の高揚を図ります。	【主な成果】 ・登録団体が2年に1団体程度増加している。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・多くの登録団体は行政区で、昨今活動人数の減少及び高齢化率の増加などのため、登録団体から活動の縮小などの問合せが増加傾向にあります。 【新計画に向けた新たな視点】 ・登録団体の課題もあり、企業などを重点的に制度の仕組みの周知や制度への登録を促進していく必要があります。	b 継続・維持	アダプトシステムへの登録を促進するとともに、継続的に活動を行っている団体や企業などの自発的な活動に協力し、道路施設の維持管理に努めます。
(4)(1)地域幹線道路網の整備				
1	国道141号浅夢大橋の4車線化、都市計画道路相生大手線・相生赤岩線、県道小諸中込線、岸野高瀬・志賀・三分田口バイパスなどの国道道の整備を促進します。	【主な成果】 ・岸野高瀬・志賀・三分中込線バイパスなどの県道整備について、地元の同盟会と連携を図り、意見交換や要望活動を実施した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・用地交渉が難航している箇所があり、計画が進まない現状がある。 【新計画に向けた新たな視点】 ・県の事業であるため、引き続き要望活動等を実施していく必要がある。 【主な成果】 ・国道141号浅夢大橋の4車線化は令和9年3月(予定)に、都市計画道路相生赤岩線は令和8年3月(※先行取得用地に対する負担金支出含む)にそれぞれ整備が完了した。 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・渋滞緩和や利便性の向上が図られているものの、引き続き、国道などの幹線道路における未改良区間について、道路整備を促進する必要がある。 【新計画に向けた新たな視点】	b 継続・維持	(4)地域幹線道路網の整備
2	地域間交通の渋滞緩和や利便性の向上を図るため、国庫補助金などを活用し、地域幹線道路の整備を推進します。	【主な成果】 ・利便性の向上や利用者の安全性向上のため、下記の道路を整備しました。 ・佐久南IC交差点からヘルシーテラス佐久南間の市道25-123号線外の道路拡幅整備(令和5年度完成) ・佐久中佐都ICと県道小諸中込線を結ぶ市道11-5号線の歩道新設と道路拡幅整備(令和6年度完成) ・県道草越豊昇佐久線の本松交差点から柴宮神社交差点間の市道7-103号線外の歩道新設整備(整備中) ・主要地方道佐久軽井沢線の住吉町北交差点と県道借宿小諸線西屋敷交差点を結ぶ市道4-1号線の歩道新設と道路拡幅整備(整備中) 【改善点やその理由・課題(外的要因を含む)】 ・建設作業員の減少などに対応するため、ICTや遠隔臨場などの建設DXを推進する必要がある。 ・用地交渉に時間を要する傾向にある。 【新計画に向けた新たな視点】 ・事業の効率化のため、建設DXを推進する。	b 継続・維持	地域間交通の渋滞緩和や利便性の向上を図るため、国庫補助金などを活用し、地域幹線道路の整備を推進します。

4 KPIの設定

担当課	指標項目	単位	直近の実績値(基準年)	R13目標値(※5年後)
生活環境課	公共交通機関である路線バス及びデマンド交通の利用者数	人	171,171(R6)	180,000
土木課	アダプトシステム登録団体数	団体	18(R7)	20

5 関連する個別計画

関連する個別計画名
佐久市橋りょう長寿命化計画